

# 外国為替及び外国貿易法に基づく 輸出貿易管理令等の改正について (ロシア向け奢侈品輸出禁止措置)

令和4年3月29日

経済産業省 貿易経済協力局

# 外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について (ロシア向け奢侈品輸出禁止措置)

- ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は米国及び欧州諸国と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、**ロシアへの奢侈品輸出禁止措置**を導入する旨発表（3月25日閣議了解）。
- 今般、外為法第48条第3項に基づく輸出貿易管理令を改正（3月29日閣議決定・公布、4月5日施行）。これに合わせて同日付で関連する省令等を整備することにより、上記に関する輸出禁止措置を導入する。

## ○対象となる奢侈品（輸出貿易管理令に基づく輸出禁止）

- ・ 酒類
- ・ たばこ製品
- ・ 香水類、化粧品
- ・ 革製品
- ・ 毛皮
- ・ 衣類、履物（10万円超）
- ・ 帽子（10万円超）
- ・ 絨毯
- ・ 宝飾品
- ・ 陶磁製品
- ・ ガラス製品
- ・ ダイビング用機器
- ・ 乗用車（600万円超）、バイク（60万円超）  
※ 原動機付きシャーシ、車体等を含む
- ・ ノートパソコン
- ・ 時計（貴金属を使用したもの）
- ・ グランドピアノ（20万円超）
- ・ 美術品、骨とう品

※少額（4万円以下）の物品は対象としない。

- ・ 紙幣・金貨・金の地金（注）

（注）外国為替令第8条第1項に基づく財務省告示の改正により輸出禁止措置を導入するもの（輸出貿易管理令と同日付施行）。

## 【参考】外国為替及び外国貿易法等（関連条文抜粋）

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）

（輸出の許可等）

第四十八条第三項

経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

○外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）

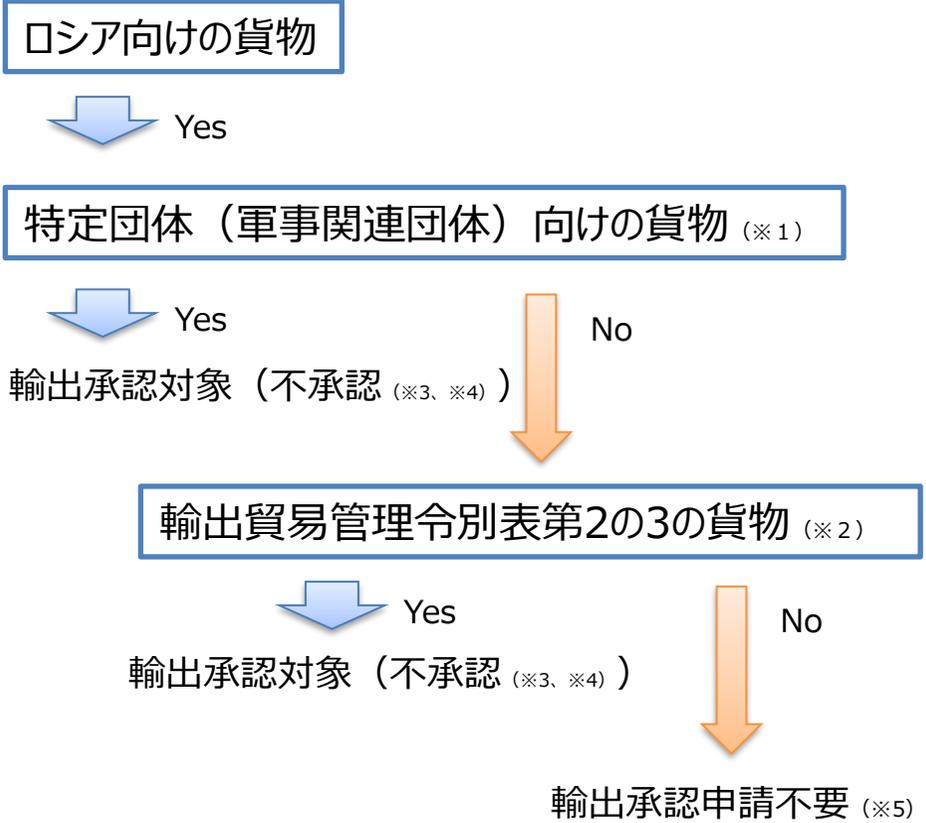
（支払手段等の輸出入の許可）

第八条 第一項

財務大臣は、法第十九条第一項又は第二項の規定に基づき居住者又は非居住者による同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属（以下「支払手段等」という。）の輸出又は輸入について許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、その許可を受けなければならない支払手段等の輸出又は輸入を指定してするものとする。

# ロシアへの輸出承認手続きに関するフローチャート

ロシア向けの貨物について、外為法第48条第3項に基づき、輸出承認を受ける義務を課すことにより輸出を禁止。



- (※1) 経済産業大臣が告示で指定する者（ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等）
- (※2) ①国際輸出管理レジーム対象品目（工作機械、炭素繊維、高性能半導体等）  
②軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（一般的に使用される半導体、コンピュータ、通信機器等）  
③奢侈品（高級乗用車、宝飾品等）
- (※3) 上記①及び②については、人道支援の目的等で輸出する場合は、承認することがある。上記③（奢侈品）については、原則承認しない。
- (※4) 輸出承認対象の場合であっても輸出貿易管理令別表第5及び第6に定める特例の対象となる場合は輸出承認は不要。（無償の救いゆつ品、個人の携帯品や職業用具等。ただし、無償の商品見本、乗組員特例（（※2）③に限る）等を除く。）
- (※5) 本措置以外に輸出承認対象となっている貨物については、当該貨物の輸出承認申請が必要。

(注意) 本フローチャートは、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3～7の輸出の承認に係る貨物に関するフローチャートです。また、手続きの流れを簡潔に示すために、規制内容等を簡略化して記述しています。規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。

# 対象となる奢侈品（関税率表の番号等）

別表第2の3 第三号	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等）	単位あたり総価額
イ	アルコール飲料及びエチルアルコール	22.03、22.04（2204.22、2204.30を除く。）、22.05、22.06、2207.10、22.08	4万円超
ロ	葉巻たばこ、シエルト、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	24.02（2402.20を除く。）	4万円超
ハ	香水類、オーデコロン類その他の調製香料及び美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品その他の化粧品類	33.03、33.04（3304.30を除く。）、3307.90	4万円超
ニ	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、ハンドバッグ、財布その他これらに類する容器及びズボンつりその他の衣類附属品	42.02（4202.92を除く。）、4203.40	4万円超
ホ	毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品	43.03	4万円超
ヘ	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	57（5702.49を除く。）	4万円超
ト	つづれ織物	58.05	4万円超
チ	スキースーツ、水着、絹製のブラウスその他の衣類及び絹製のショールその他の衣類附属品	6110.30、61.12、6206.10、6211.11～6211.20、6213.90、6214.10、6215.10	10万円超
リ	スキー靴、スポーツ用の履物その他の履物	6401.92、64.02（6402.20、6402.91を除く。）、64.03、64.04（6404.19を除く。）、6405.10	10万円超
ヌ	革製その他の材料製の帽子（安全帽子並びにゴム製及びプラスチック製のものを除く。）	6506.99	10万円超
ル	磁器製の食卓用品その他の陶磁製品	69.11、69.14	4万円超
ヲ	ガラス製品（鉛ガラス製のものに限る。）	7013.22、7013.33、7013.41、7013.91	4万円超
ワ	天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石並びにこれらの製品、銀及び金並びにこれらの製品、特定金属（銀及び金を除く。）の製品並びに特定金属を張つた金属の製品	71.01、7102.10、71.03、7104.91、71.06（7106.10を除く。）、7108.13、71.13、71.14（7114.11を除く。）、7115.90、71.16（金を主たる材料とする物を除く。）	4万円超
カ	船舶推進用エンジン及びその部分品並びに携帯用の自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）	8407.21、8407.29、8408.10、8409.91（船舶推進用エンジンに使用する部分品に限る。） 8471.30	130万円超 4万円超
ヨ	乗用自動車その他の自動車、モーターサイクル（モペットを含む。）、補助原動機付きの自転車及びサイドカー並びにこれらの部分品及び附属品	87.03 87.06（乗用自動車のものに限る。）、8707.10 87.11（8711.10を除く。） 8714.10	600万円超 200万円超 60万円超 20万円超
タ	呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。）	90.20	4万円超
レ	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含み、ケースに特定金属又は特定金属を張つた金属を使用したものに限る。）及びその部分品	91.01、9111.10、9111.90（特定金属（銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。以下同じ。）又は特定金属を張つた金属を使用したケースの部分品に限る。）、9113.10	4万円超
ソ	グランドピアノ	9201.20	20万円超
ツ	美術品、収集品及びこつとう	97（金貨その他金を主たる材料とする物を除く。）	4万円超

## <参考：欧米の制裁措置> ※奢侈品規制関係

### 米国の制裁措置（貿易管理関係）

#### ◎ 商務省プレスリリース

- ・ロシア関係(2022/02/24)  
<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2022/02/commerce-implements-sweeping-restrictions-exports-russia-response>
- ・ベラルーシ関係(2022/03/2)  
<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2022/03/commerce-imposes-sweeping-export-restrictions-belarus-enabling-russias>
- ・ロシア・ベラルーシ奢侈品規制関係(2022/03/11)  
<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2022/03/commerce-restricts-export-luxury-goods-russia-and-belarus-and-russian>

#### ◎ 官報

- ・ロシア関係（Implementation of Sanctions Against Russia Under the EAR, 24 February 2022）  
<https://public-inspection.federalregister.gov/2022-04300.pdf>
- ・ベラルーシ関係（Imposition of Sanctions Against Belarus Under the EAR, 2 March 2022）  
<https://public-inspection.federalregister.gov/2022-04300.pdf>
- ・石油精製品関係（ロシア）（Expansion of Sanctions Against the Russian Industry Sector Under the EAR, 3 March 2022）  
<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-03-08/pdf/2022-04912.pdf>
- ・奢侈品規制関係（ロシア・ベラルーシ関連）（Imposition of Sanctions on ‘Luxury Goods’ Destined for Russia and Belarus and for Russian and Belarusian Oligarchs and Malign Actors Under the EAR）  
<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-03-16/pdf/2022-05604.pdf>

#### ◎ 米国輸出管理規則（ロシア・ベラルーシ制裁関係、奢侈品リスト等）

<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulation-docs/420-part-746-embargoes-and-other-special-controls/file>

#### ◎ 理事会制裁措置概要

<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/restrictive-measures-ukraine-crisis/>

#### ◎ 理事会プレスリリース(2022/02/25)

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/02/25/russia-s-military-aggression-against-ukraine-eu-imposes-sanctions-against-president-putin-and-foreign-minister-lavrov-and-adopts-wide-ranging-individual-and-economic-sanctions/>

#### ◎ 理事会規則（貿易管理関係）

- ・ロシア関係（COUNCIL REGULATION (EU) 2022/328 of 25 February 2022）  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R0328&from=EN>
- ・ベラルーシ関係（COUNCIL REGULATION (EU) 2022/355 of 2 March 2022）  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R0355&from=EN>
- ・ロシア奢侈品規制関係（COUNCIL REGULATION (EU) 2022/428 of 15 March 2022）  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R0428&from=EN>

## 貿易管理トップページ

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html)

## 対ロシア等制裁関連のページ

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/04\\_seisai/crimea.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html)

・制度に関するご相談  
⇒貿易管理部 貿易管理課

・輸出に関するご相談  
⇒貿易管理部 貿易審査課

お問い合わせメール宛先（共通）  
[bzl-russia-seisai@meti.go.jp](mailto:bzl-russia-seisai@meti.go.jp)